

令和5年度第3回花巻市男女共同参画審議会会議録

日 時 令和5年8月29日（火）午後1時35分～午後4時15分

場 所 生涯学園都市会館（まなび学園）第2・第3中ホール

出席者 委員出席者 10名 高橋 秀憲（会長・富士大学名誉教授）、早野 こずえ（副会長・いわて男女共同参画サポーター）、熊谷 久（花巻労働基準監督署）、小田島 裕樹（花巻商工会議所）、沼田 弘二（花巻市校長会）、多田 恵（花巻私立幼稚園・認定こども園協議会）、平賀 朋枝（花巻市社会福祉協議会）、草木 幸子（花巻市民生委員児童委員協議会）、晴山 淳子（花巻市地域婦人団体協議会）、渡邊 ひとみ（公募）

市側出席者 6名 藤井 保宏（地域振興部長）、鈴木 淳子（地域づくり課長）、大竹 誠治（地域づくり課長補佐）、藤村 真由美（地域づくり課市民協働係長）、富松 大地（地域づくり課市民協働係主査）、熊谷 和（地域づくり課市民協働係主査）

傍聴者 0名

次 第 1 開 会

2 あいさつ

3 第3次花巻市男女共同参画基本計画骨子案について

4 その他

5 閉 会

1 開会 (開会 午後1時35分)

鈴木地域づくり課 それではただいまより、花巻市男女共同参画審議会を開会いたします。初めに、高橋会長よりご挨拶をお願いいたします。

2 あいさつ

高橋会長 本日は月末のお忙しい中、また、なかなか気温が下がらないこの暑さの中、お集まりいただきましてありがとうございます。前回、第3次計画の骨子案に関する質疑、ご意見等をいただいたあと、市民意識調査の結果が出たとのことです。本日は、前回の審議会での質問やご意見に対する花巻市としての考え方や、市民意識調査の結果を踏まえた案をご説明いただきまして、さらに煮詰めていくという第2ラウンドに入るようです。そういうことですので、忌憚のない意見を頂戴したいと思います。簡単ですが、挨拶に代えさせていただきます。

鈴木地域づくり課 ありがとうございました。それでは、早速議事に入らせていただきます。花巻市男女共同参画推進条例第15条第2項により、ここからは会長に進行していただきます。よろしくお願ひいたします。

3 第3次花巻市
男女共同参画基本
計画骨子案につい
て

高橋会長 それでは着席のまま進行させていただきます。本日は今申し上げたとおり、第3次

花巻市男女共同参画基本計画骨子案について、委員の皆様から6月の審議会に引き続き、ご意見をいただきたいと思います。それではまず、事務局よりご説明をお願いいたします。

熊谷主査

地域づくり課市民協働係主査の熊谷と申します。お手元に第3次花巻市男女共同参画基本計画策定スケジュール変更案という資料をお配りしております。こちらが本日の追加資料となります。最初にご説明させていただきたいのが、第3次花巻市男女共同参画基本計画策定スケジュール変更案という資料になりますので、そちらをご参照いただきたいと思います。策定スケジュールは、6月28日に開催した第1回目の審議会でお示ししたものから一部変更がございますので、その点について委員の皆様にご了承をいただきたいと思います。主な変更点といたしまして、資料上段にございますが、関係団体からの意見聴取の団体数を3団体から4団体に、そして計画策定に係る審議会の回数を令和4年度から令和5年度までの通算で5回とお示ししておりましたが、こちらを6回とし、当初のスケジュールにはございませんでしたが、10月2日に追加で審議会を開催したいと考えております。また、素案を審議会に諮る時期について、当初は今回の審議会でお示しすることとしておりましたが、10月2日の審議会で素案についてご審議をいただきたいと思っております。追加した部分につきましては、下線部が引かれている部分をご覧いただきたいのですが、まず資料の中ほどに、令和5年8月下旬から9月というところがございます。そこで、関係団体からの意見聴取、4団体から各1回として記載しております。当初は男女共同参画推進員、花巻市女性団体ネットワークの会、市内の若者団体の3団体としておりましたが、追加で性的少数者の支援団体、具体で言いますと、「いわてレインボーマーチ」と「ろうLGBT東北」という団体について検討しております。また日程の追加といたしまして、その下の太枠になりますが、先ほども申し上げましたとおり、10月2日に5回目の男女共同参画審議会を開催いたしまして、市民意識調査の結果や審議会でのご意見、関係団体からの意見聴取を踏まえた素案の検討ということにさせていただきたいと考えております。資料の下段には、スケジュールを変更する理由を記載しております。理由の1つ目といたしまして、性的少数者の支援団体への意見聴取の実施がございます。こちらにつきましては、8月3日の審議会で、パートナーシップ制度についてのご意見を委員の皆様に伺ったところ、複数の委員から「パートナーシップ制度について、性的少数者の当事者団体や有識者の意見を伺うべき。」というご意見をいただきました。この男女共同参画基本計画とパートナーシップ制度は関連性があるものでございますので、第3次計画の基本理念や施策につきましても、性的少数者の支援団体に意見を聞くことを追加したいと考えたものです。こうした支援団体の方に意見を伺いまして、素案の参考とさせていただきたいというものです。団体には、性的少数者の当事者の方もいらっしゃるかもしれません、性的少数者の方の支援を行う支援者側の方も含まれるため、支援団体しております。続いて、理由の2つ目は、計画の骨子案について、審議会で継続して意見を求める必要があると考えたためです。6月28日の審議会で、こちらも委員の方から「男女共同参画の視点を分かりやすくするために、基本目標を修正したらどうか。」といったご意見をいただいております。一方では、そのままでもいいというご意見もありましたので、素案とする前に、委員の皆様に改めてお諮りしたいと考えたものです。

以上の理由から、スケジュールを以前にお示ししていたものから変更させていただき、皆様にお集まりいただく機会をもう一度いただきまして、お忙しいところ、お願いばかりで本当に心苦しいのですが、令和5年10月2日の午後にもう一度審議会を追加で開催させていただきたいと思っております。資料の裏面の補足ですが、理由の2つ目といたしました、「審議会で継続して意見を求める必要があると考えるため」

という点につきましては、意見の詳細を、本日お配りしております、資料No.1「男女共同参画審議会での意見と地域づくり課の考え方について」により、ご説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

大竹地域づくり課 長補佐

それでは資料 No. 1につきまして、私からご説明をさせていただきます。ただいま熊谷から申し上げましたように、資料 No. 1に「花巻市男女共同参画審議会での意見と地域づくり課の考え方について」としてまとめております。こちらにつきましては令和5年の第1回花巻市男女共同参画審議会、6月 28 日でございましたが、この際にいただいた皆様方からのご意見につきまして市としての考え方をまとめたものでございます。資料といたしましては1ページから 11 ページまで、合計 18 件のご意見ということでございまして、これからご説明をさせていただきたいと思います。

まず1ページ目からまいります。こちらにつきましては基本目標ごとの成果と課題につきまして、基本目標 1 「男女共同参画の理解の促進」にいたしました 2 件のご意見でございます。意見No.1－1 でございますが、「市民に市の男女共同参画の取り組みが伝わっていない。」、そして意見No.1－2 につきましては、「男女共同参画については広報などでは発信していても、市民に伝わっていないように感じる。発信できる立場の人にもう少し啓蒙活動をしてもらえばいいのではないか。」というご意見をいただいてございます。これについての考え方でございますが、男女共同参画につきましては広報、ラジオ、ホームページ等によって周知を行っておりますほか、市民向けにセミナーを開催しております。また、男女共同参画推進員の皆様には、出前講座等によりまして、地域での普及活動を行っていただいております。第3次計画につきましても、基本目標 1 (1) で「男女共同参画に関する教育や学習機会の充実による意識啓発」ということで目標を掲げてございますので、施策の実施に当たり、効果的な周知方法につきまして皆様方からもご意見をいただきながら、そして市としても工夫をしながら検討をしてまいりたいと考えているものでございます。

なお、この点につきましては、8月 3 日に開催いたしました第2次計画の年次報告に係る審議会におきましても、市として取り組んでいるセミナーですとか広報活動につきまして、令和4年度分の取組として、こういった趣旨の内容を報告させていただいております。

続きまして2ページ目にまいります。基本目標ごとの成果と課題の基本目標 1 の成果指標「職場や学校、地域など身の周りで男女の平等が図られていると感じる市民の割合」についてですが、「男女が平等だと感じる数値が低いということは求められている男女共同参画というレベルに達していないのだと思う。」と、そして「啓発活動を学校現場でもどんどん行っていくなければならないと感じた。」というご意見を頂戴してございます。これにつきましては、第2次計画で示した目標につきまして、これまで説明申し上げておりますとおり、達成できていない状況でございますので、引き続き意識啓発の取り組みが必要と考えております。先ほど申し上げたことと重複いたしますけれども、第3次計画の基本目標の 1 (1) 「男女共同参画に関する教育や学習機会の充実による意識啓発」におきまして、講演会、出前講座等の学習機会の提供、それから人権教育、男女平等教育の推進について記載をしておりますので、骨子案の修正については行わないという方向で考えたものでございます。

なお、この計画は基本計画でございますので、このように方向性を示すものでございます。個別の事業展開につきましては、この基本計画で示した中におきまして、それぞれの担当課において個別の事業を組んで対応していくものでございますので、それぞれ今実施している事業もありますが、引き続き第3次計画におきましても、第2次計画の考えを踏襲して取り組んでいくという考え方でございます。意見の3番目に移ります。基本目標 1 について私どもが考えた案といたしましては、「一人ひとりを尊

重し合う意識づくり」ということで考えたのですが、こちらにつきまして「何の目標なのか分からぬという印象を受ける。」というご意見をいただきました。また、「性による差別なくという前書きを入れた方が、視点がはっきりするのではないか。」というご意見もいただいてございます。これについての考え方でございますが、男女共同参画基本計画につきましては、男女共同参画推進条例の第8条に基づいて策定をするものでございます。この条例の前文につきましては、「すべての人は法の下に平等であり、男性も女性も性別にかかわらず個人として尊重されなければなりません。」と示しております。また、今回の第3次計画につきましては、計画の基本理念といたしまして、「基本的人権が尊重され、急速な状況の変化に対応できる活力ある社会にするためには、『男女』にとどまらず、年齢、国籍、性的指向、ジェンダー・アイデンティティなど、多様性を認め合う男女共同参画社会の形成が不可欠であるという認識のもと、花巻市男女共同参画推進条例第3条に掲げる7つの基本理念のもとに、この計画を推進していきます。」と記述をしたいと考えております。この男女共同参画基本計画につきましては、性による差別がないという考え方方が含まれておりますので、基本目標1について骨子案の修正は行わないこととしたいと考えたものでございます。

3ページ目にまいります。基本目標4「誰もが被害者・加害者にならないための暴力の防止と根絶」ということにつきまして、意見No.4-1、意見No.4-2につきましては「『DVと性暴力の防止と根絶』とした方がすっきりするのではないか。」ということですとか、それから「パートナー間の暴力の防止と根絶」という書き方ではいかがか。」というご提案をいただいてございます。そして意見No.4-3につきましては、「婦人会では男女という言葉を使うこと自体が平等ではなく差別があるという考え方があつて、『誰もが』や『みんなが』という言葉を使っているので、骨子案のままでいいと思う。」というご意見をそれぞれいただいてございます。これらについての考え方として、先ほどと重複しますけれども、花巻市男女共同参画基本計画は花巻市男女共同参画推進条例第8条に基づいて策定をするもので、条例の前文には、「すべての人は法の下に平等であり、男性も女性も性別にかかわらず個人として尊重されなければなりません」ということが記載されております。また、今回の第3次計画では、計画の基本理念といたしまして、「基本的人権が尊重され、急速な状況の変化に対応できる活力ある社会にするためには、『男女』にとどまらず、年齢、国籍、性的指向、ジェンダー・アイデンティティなど、多様性を認め合う男女共同参画社会の形成が不可欠であるという認識のもと、花巻市男女共同参画推進条例第3条に掲げる7つの基本理念のもとに、この計画を推進していきます。」とすることとしております。この観点から、性による差別がないという考え方を含めているというのが市の考え方でございます。そしてさらに、基本目標4は国の「配偶者からの暴力及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項の規定に基づきまして、DV防止に係る市町村の基本計画として「花巻市配偶者暴力防止対策基本計画」ということで位置付けております。このDV防止法の前文では、「配偶者からの暴力の被害者は多くの場合は女性であり、人権の擁護と男女平等の実現を図るために、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。」とされております。このことにつきましては、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組に沿うものという考え方方が含まれておりますので、基本目標4をぱっと見て、DVと性暴力の防止といった記載はないわけでございますけれども、その考え方方が含まれているものということで、骨子案の修正は行わないこととしたいと考えたものでございます。

なお、国と県の計画につきましては、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」という記述でございます。市の計画につきましては、国と県の計画を勘案して定めることとなっておりますが、男女共同参画につきましては、市民意識調査の結果からも浸透は

まだ十分ではなく、男女共同参画ということがスタートした時点の女性の地位向上、それから不平等の解消は当然に必要なものということで市としても考えておりますけれども、このDVに関連する部分につきましては男性も被害者となり得ること、それから若年層のデートDVにおきましては、本人が気付かないうちに加害者となっているケースもあるということもございますので、こういったことも踏まえまして、あらゆる人が対象になるという考え方を示したいということが一つにはあります、「誰もが被害者・加害者にならないための暴力の防止と根絶」ということで行きたいと考えているものでございますので、後ほどご意見をお願いいたします。

4ページ目にまいります。意見No.5、「男女共同参画に関する教育や学習機会の充実による意識啓発」ということでありますけれども、こちらにつきましては、「従来の男女共同参画教育から発展させ、SDGsでもゴールの1つとなっているジェンダー平等教育を公教育の中で実践すべきである。」というご意見であります。ジェンダー平等につきましては、日本では男女共同参画として取り組まれてきたわけでありますけれども、男女平等教育の推進に関しましては、第2次計画の中でも取り組んでおりまして、第3次計画につきましては、第2次計画を踏襲した上で必要な見直しを行い策定することとしてございます。第3次計画の骨子案、基本目標1では「男女共同参画に関する教育や学習機会の充実による意識啓発」と見出しに追記しておりますほか、就学前教育につきましても追記するなど、第2次計画よりも内容を拡充させていると考えております。そういう内容を含んでおりますので、骨子案の修正は行わないこととしたいと考えたものでございます。

なお、本審議会におきましては、校長会からもご参画をいただいておりますので、学校教育における男女平等の教育につきまして、今後もご意見を 통하여まいりたいと考えてございます。意見No.6でございますが、「性教育については従来のものではなく、性の多様性や性的合意についてもしっかりと理解させるために、国際的にも主流となっている包括的な性教育について取り入れていくべきではないか。」というご意見をいただいております。包括的性教育につきましては、解説をただ今のご意見の下に書いてございます。これに対する市の考え方でございますけれども、包括的性教育という文言自体は計画には記載しておりませんが、第2次計画の基本目標1(4)「性に関する理解の促進と生命の尊重」に基づきまして、実際に令和4年度中に養護教諭の研修といたしまして、包括的性教育を取り上げております。また、令和5年度には、希望する中学校へ、県立病院の医師を講師として派遣いたしまして、包括的性教育を実施することとして取り組んでいるものでございますので、骨子案の修正は行わないこととしたいと考えたものです。

5ページ目になりますが、同じく基本目標1に係る部分でございますけれども、「意識啓発に係る部分ですごく重要であると考えるけれども、現計画では成果指標が4項目のみであるということで、評価するときのためには成果指標の数を増やすべきではないか。」というご意見をいただいております。基本目標1につきましては、先ほど申し上げたとおり、このとおり設定したいと考えたものでありますけれども、人の心の内面に働きかけるものでありますので、それを定量的に数値で測る指標の設定は難しいのではないかと考えております。その点を踏まえまして、やはり市民アンケートでお伺いしております「男女の平等が図られていると感じているか」という指標が重要と考えているものであります。ここまで私は前回、8月3日の審議会でお答えをさせていただいたところでありますけれども、ご提案をいただきましたので、新たな指標を設定することについて、他市の計画も参考に検討することとしたいと考えたものでございます。他市事例といたしまして、2つ紹介させていただきます。「男女共同参画社会の推進や人権問題への取り組みについての重要度」ということでありますけれども、盛岡市がこのようにやっているということであります。また、北上市です

が、「性別にかかわりなく社会に参加できる環境づくりの満足度」と設定しているということで、盛岡市と北上市の例を挙げさせていただいておりますけれども、こちらにつきましてはこれから検討となるわけですが、盛岡市におきましては、施策についての重要度ということでの市民の認識を評価いただく内容となっております。この認知度が、男女共同参画がどのくらい浸透されたかということについて計れるものになっているかという視点で見ますと、盛岡市には盛岡市の考え方があると思いますけれども、私としてはなかなか難しいのではないかと考えております。当市でも参考の指標といたしまして、男女共同参画社会という言葉についての認知度を計る設問を行っておりますけれども、施策の認知度について、平等であるかどうかということを測る設問とすることについては、検討が必要というように考えてございます。北上市の「性別にかかわりなく社会に参加できる環境づくりの満足度」ということにつきましては、満足度ということでございますので実際に市民がどのように考えているかということ、心の内面を測る指標となっているわけですけれども、当市としましては「男女の平等が図られていると感じる市民の割合」として伺っております。北上市でも、確認できる範囲では男女共同参画に関する意識の指標ということではこの1点でして、北上市の指標を見ますと、確かに男女共同参画の達成度についての成果指標とすることは、こういう考え方もありなのかなというように思っておりますけれども、15歳以上という若年層にも聞く際に、私どもが設定しております「男女の平等が図られていると感じているか」という質問と比べてどうなのかという点を検討してまいりたいと思いますし、またご意見をいただければと思っております。次に、意見No.8ですが、「女性の参画が進まない状況について、骨子案に示された要因分析はそのとおりだと思うけれども、改善するための取り組みの工夫が見えない。」ということでご意見をいただいております。第3次計画につきましては、第2次計画を踏襲した上で必要な見直しを行うこととしておりますけれども、基本目標2（2）で「固定的な性別役割分担意識にとらわれない地域活動の促進」ということで設定いたしましたほか、

（3）には「労働の場における男女共同参画の促進」で女性活躍について記載をするなど、より女性の参画促進を意識した内容とさせていただいたものであります、この記載のままとしたいというように考えております。なお、この基本計画に基づきまして実施する事業の内容につきましては、改めて工夫をさせていただきたいというように考えてございます。

6ページ目、意見No.9、「基本目標2では施策の展開が現計画と変化がないので、同じではなくもっと工夫をしていかなければならないと思う。」ということでご意見を頂戴しております。こちらにつきましてですが、第2次計画を踏襲した上で、施策の方向性を（2）「固定的な性別役割分担意識にとらわれない地域活動の促進」ということと、（4）「個人が望んだ形で能力を発揮するための支援」と書いてございますし、（6）では「困難を抱える女性のための支援」ということを新たに設けるなど、社会情勢の変化を見据えまして、第3次計画の策定に当たって必要な見直しを行ったということでございますので、骨子案はこのままとしたいと考えたものでございます。

なお、皆様にお配りしております資料のNo.3、A3のカラー刷りのものでございますが、ただいまの点につきまして、第2次計画では、基本目標2（2）「地域活動における男女共同参画の促進」としておりますけれども、第3次計画では「固定的な性別役割分担意識にとらわれない地域活動の促進」というようにしておりますし、（4）「個人の能力を発揮するための支援」というところは、「個人が望んだ形で能力を発揮するための支援」としております。（6）につきましては、「ひとり親家庭等に対する支援」としていたものを「困難を抱える女性のための支援」ということで、こちらは「困難を抱える女性の支援法」という法律の制定を受けまして、このような目

標設定とさせていただいたものでありますけれども、第2次計画に載せていたひとり親家庭につきましては、父子家庭もございます。父子家庭につきましても（6）の「困難を抱える女性のための支援」という記述になるわけですが、資料の右側に①ということで記してありますけれども、この中で引き続き支援を行ってまいるという考え方でございます。この考え方は、元の法律がそういう考え方になっておりますので、そういった考え方で施策を展開してまいりたいとしたものでございます。

7ページ目でございます。意見No.10でございますが、「基本目標2（6）の困難を抱える女性に対する支援はすごく良い視点である。相談が行き届くような仕組みを作らなければならないと考える。」ということでいただきました。ご意見をお寄せいただいた渡邊委員に後からご連絡をさせていただいて、趣旨確認をさせていただいたので、ここに補足をしております。この部分につきましては市としても課題として考えてございます。第3次計画の骨子案には、関係機関の周知や、相談しやすい環境の構築を図ることを記載しております。また、法令では女性相談支援員の配置を求められておりますけれども、当市におきましては、婦人相談員という名称になりますけれども、こういった職の方を既に配置して対応してございます。また、民生委員の方々には、現在も地域におきまして、困難を抱える女性の方々の相談などに対応をいただいているところであります。参考といたしまして、「困難を抱える女性のための支援」は国や県の計画に示されているものということでありますけれども、こちらの法律は、議員立法によるものでございますが、令和6年4月1日に施行される予定です。今申し上げましたように、市町村は女性相談支援員を設置することに努めることということで、花巻市といたしましては婦人相談員という職の方をお願いいたしまして、相談にご対応いただいているところでありますけれども、民生委員や児童委員の方々につきましては、相談員の方々に協力することなどが法令として定められたというものでございます。意見No.11にまいります。ワーク・ライフ・バランスのところですけれども、「多様な働き方を可能としている事業所や良い取り組みなどを行っている事業所には何か支援するなどの工夫をしてはどうか。」ということでありますけれども、今後、多様な働き方を可能としている事業所や、ワーク・ライフ・バランスの積極的な取り組みを行っている事業所を市民に向けて周知することで、事業所への支援をしたいと考えております。このことについて、第3次計画に「長時間労働の是正など働き方の見直しや子育て・介護などのライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方が社会全体で推進されるよう、その趣旨が正しく理解され、性別や世代に関わりなく、社会全体で推進されるよう、事業所はもちろん、市民への周知・啓発を行います。」ということでさせていただきたいと思います。続きまして意見No.12、「多様な働き方を支えるための、介護士や保育士を確保するための施策を考える必要がある。」ということでありますけれども、市といたしましても、子育て支援は重要な施策と考えております。8月からは子どもの医療費の助成をさらに拡充いたしました。そういう施策にも取り組んでいるわけでありますけれども、保育士などの人材の確保につきましては、基本目標3（2）「仕事と子育ての両立支援」、（3）「仕事と介護の両立支援」におきまして、第2次計画でも、特に保育士の確保対策につきましては、市として独自の奨学金を設けるなど施策に取り組んでおりますので、骨子案の修正については行わないこととしたいというように考えたものでございます。ただ、施策につきましては、必要なものについて見直しを行なながら展開をしてまいるということでございます。意見No.13でございますが、「誰もが被害者・加害者にならないための暴力の防止と根絶」について、基本目標4についてのご意見です。「教育が非常に重要であって、従来の公教育では不十分であるため、包括的性教育を取り入れて取り組んでほしい。」ということでございました。先ほど申し上げましたとおり、包括的性教育という言葉につきましては、計画自体には記述しておりませんが、既に令和4年度から養護教諭

の研修として取り組んでおりますし、今年度は希望する中学校で実際に中学生にお話を聞いて聞かせるというような事業にも取り組んでございます。これにも引き続き取り組んでまいりたいというように考えておりますので、骨子案につきましてはこのままとさせていただきたいと思っております。

9ページ目にまいります。意見No.14番、「DVや性暴力の防止のための教育と啓発」、それから「DV被害者に配慮した相談の実施やDV、性暴力に対する相談窓口等の周知」ということではありますけれども、相談窓口についての認知度は、令和5年度までの目標値を達成している数少ない項目でございますので、「相談窓口の周知は進んでいるけれども、現実にその相談窓口に行くことができていない人、女性や子どもなどがたくさんいるということを意識した取り組みが必要。」ということで、そのとおりだと思っております。DVにつきましては、引き続き相談窓口の周知と併せて、セミナーや広報等による啓発活動を行いまして、相談に結びつけられるよう取り組むことに注力をしてまいりたいと考えております。

なお、実例といたしまして、年次報告書等の説明の際に申し上げておりますけれども、男女共同参画推進員が女性に対する暴力をなくす運動のシンボルであるパープルリボンを市内商業施設で配布しております。その際には電話やメール、チャットでの相談が可能な内閣府の相談先について紹介したカードもお渡しをしておりまして、市役所への相談が難しい場合でも、相談に繋げられるように周知を行っているというものでございます。第3次計画におきましては、「DVや性暴力の防止のための教育と啓発」そして「DV被害者に配慮した相談の実施やDV、性暴力に対する相談窓口等の周知」と記載をしておりますことから、骨子案の修正は行わないこととしたいというように考えたものでございます。当事者の方々についてはもちろんありますが、広く社会に周知をすることでDV被害を受けている当事者の方だけではなく、周囲の気付きに繋げたいというように考えております。そういう意味で、社会全体への認知度を上げてまいりたい、そういう意味では、県が行なっておりますデータDVがどういうものかといったことを学校に行って出前講座をするといったことにつきましても、有効な手段として捉えておりますので、引き続き学校に実施を呼びかけてまいりたいと考えているものでございます。

続きまして意見No.15でございますが、「計画全体についてということで、あらゆる場でのジェンダー不平等を正していく必要がある。」ということでございました。こちらは男女共同参画の根本をなすものというように捉えております。ご意見のとおりジェンダー平等を目指すことは非常に重要なことであると考えてございます。国の第5次計画、第11分野、男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献におきましても、「国際社会における普遍的価値としての人権の尊重と、ジェンダー平等の実現及びジェンダー主流化は、分野横断的な価値としてSDGsの全てのゴールの実現に不可欠なものであり、あらゆる取組において常にそれらの視点を確保し、施策に反映することが必要であるとの主要原則に則り、ジェンダー平等の実現を含む我が国の優先課題に取り組む。」ということで国でも考えております。骨子案7ページにもその旨を記載しておりますし、男女共同参画自体がジェンダー平等を目指すものであるため、その考えに基づきまして施策を実施してまいりたいと考えてございます。

なお、6月28日の審議会の冒頭での市長の挨拶におきまして、男女間のいろいろな不平等がまだまだあり、そうしたことなくしていくことが市の中で一番大事な施策の1つと考えているということでお話をしておりますので、その考えに基づきまして市としても施策を展開してまいりたいと考えているものでございます。

意見No.16でございますが、計画全体についてということで、「基本計画の目標や対象がぼやけていると感じる。」ということで、「範囲が広くなりすぎて分かりにくい」という印象を受けた。『男女の不平等をなくすための取り組み』『男女共同参画のための

計画』ではなく、あまりにも『個々の人間を尊重する』という意味合いの文言になっていると感じた。」ということあります。第3次計画につきましては、ご指摘のとおり第2次計画と比較いたしまして目標の中に「男女」という言葉が出てくる回数が少なくなっています。これにつきましては、性的少数者の方につきましても想定していることや、性別に関わらずという考え方を取り入れているものでございます。こうした考えにつきましては、社会情勢の変化に対応したものというように考えておりまして、市としては必要な見直しと考えております。

なお、この点につきましては、計画の基本理念について最初の方に説明したような見直しを行ったことによるものもありますけれども、本計画につきましては男女共同参画推進条例に基づいて策定するものでありますから、根底にあるのは男女共同参画、そしてジェンダー平等の考えに基づいて策定するものであるというように市としては考えてございます。

意見No.17、計画全体についてですが、「『男性である』『女性である』ということを認め合うことが大事ではないかと思う。どうしたら男女がお互いを尊重して協力し合えるかについて行動方針として入ってくるべきではないか。」というご意見をいただいております。花巻市男女共同参画推進条例の基本理念の話になってしまいますけれども、「家庭生活と職業等の活動の両立 家族を構成する男女が、相互の理解と協力及び社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び家庭生活以外の活動に対等に参画することができるようすること」ということで記載しております。この基本理念に基づきまして、計画を策定しようと考えておりますので、骨子案についてはそのまま行かせていただきたいというように思っております。続いて、計画全体についてということで、「民間の人の力も大事だということを出してほしい、行政だけだと埋まらない部分もあるのではないか。」ということをいただいております。ご意見につきましては市の施策全体に関連する部分でありまして、骨子案の修正につきましては行わないこととしたいと考えておりますけれども、今後事業を実施する際の参考とさせていただきたいと考えております。

なお、民間の方々ということでございますけれども、男女共同参画の普及につきましては、男女共同参画推進員の方々の力もお借りして地域での普及啓発活動に努めておりますし、ワーク・ライフ・バランスにつきましては、青年会議所様のご協力もいただきましてセミナー等の開催を行っております。また、皆様方もこうして男女共同参画の計画策定ですか、市の施策の審議の場面にご参画をいただいておりますので、引き続きこういった場などを活用いたしまして、市役所の考え方だけではなく、市民の皆様のお考えも取り入れさせていただきながら第3次計画の策定に努めてまいりたいというように考えております。非常に長くなってしまいましたが、以上で私の説明を終わりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

高橋会長

事務局から資料 No. 1についての説明がございました。6月28日の審議会で出た意見について、地域づくり課で内容を検討し、意見に関する考え方をまとめられたとのことです。このうち特に3ページ目の基本目標4に関して、意見No.4-1、意見No.4-2、意見No.4-3と3つ意見がございますが、これについて再度意見を求めたいというお話をございました。基本目標4について、「誰もが被害者・加害者にならないための暴力の防止と根絶」というタイトルが適切かどうかということですので、まずはこの点について、委員の皆様にお伺いしたいと思います。事務局案としては原案のまま、「誰もが被害者・加害者にならないための暴力の防止と根絶」としたいとのことでしたが、何かご意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。

渡邊委員

基本目標4に行く前に、基本目標そのものについてですが、例えば、第2次花巻市

男女共同参画基本計画概要版をご覧いただくと、開いたときに最も目立つのは基本目標です。私も岩手県の計画とか、他市の計画もいくつか見てみたのですけれども、理念の中に性による差別がないという考え方方が含まれているのはどこも皆共通していますが、だからといって目標にこの文言を入れないということにはならないのではないかと私は思いました。岩手県の他市の計画でも目標の中にこの文言は結構使われておりますし、市民になかなか伝わらないというそういう課題もありますし、また、基本計画の概要版などで一番初めに基本目標がぱっと目に入ることを考えると、理念の中に確かに入っていることはよく分かったのですが、市民に伝えるということを考えたときには、やはり性という視点がない表現ではなくて、性の視点がはっきり分かるような文言が入った方がいいのではないかと私は思っています。岩手県の計画だと基本目標に「性別に関わらず」という言葉が入っておりますが、そういう性の視点というのをはっきり打ち出して市民にアピールするべきではないかと思います。

それで、基本目標4についての意見ですけれども、私は氏家委員の言っている意見に同感で、加害者、被害者を作らないというのは最終的にすごく大事なことでよく分かるのですが、ただの暴力ではなく関係性のあるパートナー間の暴力、DVとか、そのところをはっきり分かるような表現にした方がいいのではないかと思います。加害者、被害者を作らないというのは確かに大事なことで、最終的にはそうなるのですけれども、ただの暴力ではなく、やはりそこにしっかりとパートナー間の暴力ということがわかるような表現を入れて、基本目標とした方がいいと私は思います。以上です。

高橋会長

はい、ありがとうございました。渡邊委員は氏家委員の意見No.4－2の方向に賛成ということですね。

渡邊委員

ただの暴力ではなく、パートナー間の暴力ということが分かるような表現にしないと。やっぱり基本目標は一番目立つと私は思います。ですから、基本目標ははっきり伝わるような表現がいいと思います。

高橋会長

はい、ありがとうございます。事務局からお願ひいたします。

大竹地域づくり課
長補佐

ありがとうございます。渡邊委員の意見、ごもっともでございます。その点につきましては内部で協議した際にも出た部分でございます。正直申し上げまして、パートナー間のというところで、それを前提にいたしまして検討を進めてまいりましたけれども、一方では国、県では確かにこういった表現になっておりますけれども、私どもが作る計画というのは、一番の住民の皆さんに近い計画ということになります。その際に、デートDVといったときに、デートDVという言葉があるけれども、自分が加害者や被害者になるということが認識できないということがあって、県としても出前講座ということで今力を入れてやっているのですが、加害者になっている、被害者になっているということを認識できない子どもたちが果たして自分たちが「パートナーだ」ということを認識できているのだろうか、ということも懸念されます。これは色々なご意見があると思いますが、市としては、子供たちにも訴えかける計画になるということも考えたものでございまして、確かに男女共同参画が始まった経緯、法の制定された趣旨から、性の視点を入れることについても考えましたけれども、一方ではそうした子どもたちのことについても市としては考えなければならないのではないかということも踏まえまして置いた案でございます。委員の皆様方から今のようなご意見をいただき、素案にするまでに再度検討してまいりたいと考えておりますけれども、先ほど私が市の考えを説明した際にその点について説明申し上げないでしまいま

したので、考えの補足とさせていただきます。その他のご意見もぜひいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

高橋会長

はい、ありがとうございます。若干の補足がありました。その他に、ご意見ございませんでしょうか。1つの意見が出来ますと、それに対する賛成、反対、補足などが出てくることだろうと思います。まずは、意見No.4－1、意見No.4－2、意見No.4－3という形の整理の仕方があるわけですが、この点いかがでしょうか。今の段階では最終的に決めるというわけではございませんので、委員のご意見を伺いたいと思います。

大竹地域づくり課
長補佐

今、決め方のお話が出ましたので補足をいたします。冒頭で、熊谷の方から説明申し上げたスケジュールがございますけれども、本日皆様方からご意見をいただきまして、それも踏まえました上で、関係団体からも計画に対する意見を伺ってまいります。そしてその後に素案を作成しまして、皆様方のご意見を踏まえて素案をこのように作成いたしました、ということで再度皆様方にお示しをさせていただいて、パブリックコメントにより市民の皆さんに意見を伺ってまいりたいというように考えております。ただ、やはり条例で規定されているこの審議会の場のご意見というのは大変重要であると考えておりますので、皆様方からいただいたご意見を基にいたしまして、パブリックコメントに向けての素案というものを作つてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

高橋会長

はい、事務局から補足がありましたので、忌憚のないご意見を一言ずつお伺いしてみましょう。なかなかストレートに言うのは難しいのかもしれません。感想という形でも結構だと思います。

渡邊委員

先ほどの説明も私にはまだ分かりません。パートナーだという自覚ができないのではないかという説明が理解できませんでした。申し訳ありませんが、この基本目標にした理由が、まだ私には伝わっていません。

高橋会長

このようなご意見ですが、時間の関係もありますので、他の委員の皆様のご意見もちょっとお伺いしたいと思います。それでは、なかなか悩ましいところはあるかもしれません、早野委員からお願ひいたします。

早野副会長

前回か前々回の会議で、これが性暴力だとかDVということが分かりにくいということでしたよね。今、例をすぐに出すことは難しいですが、分かりやすくすっきりした方がいいと思います。「DVと性暴力の防止と根絶」と渡邊委員のご意見でありますけども、そういう分かりやすい明確な言葉にした方が私はいいのではないかと思います。あと、意見No.4以外の話になりますが、花巻市でも婦人団体とか婦人会とかいろいろ言い方があるのですが、最近では、例えば、婦人警察官ではなく女性警察官というような言い方をするなど、そういうところはだんだん変わっていくといいかと思います。別に差別用語ではないと思うんですけど、現代は大分女性という言い方に変わっているなという印象を持ちました。私もまだ考え中でして、以上です。

高橋会長

女性と婦人という言葉についてですね。熊谷委員お願ひいたします。

熊谷委員

男女を入れた方が分かりやすいというのも、そのとおりと思いますし、「誰もが被害者にならない」という文言自体も全体を含んでいて、それも一つあると見ていまし

た。どっちがどうこうということになると、決めるのは難しいと思っておりました。

高橋会長

はい、ありがとうございます。小田島委員お願ひいたします。

小田島委員

文言の問題なので、見た人が分かるかどうかというのが一番の問題だと思います。骨子案ということで、色々と文言が出てきますけども、ぱっとこの基本目標4を見たときに、何のことを言っているのか分からぬという状態が一番の混乱のもとになるのではないかと思うので、内容は変えなかつたとしても、言い回しは変えた方が分かりやすいのではないかと思います。

高橋会長

はい、ありがとうございます。沼田委員、お願ひいたします。

沼田委員

分かりやすさという点では、DVとか性暴力ということの方が分かりやすいと私も思うのですが、先ほど事務局の説明を聞いて、より包括的な表現なのだと感じました。パートナーと意識していない間柄でもそういうことがあり得るのであって、そうしたときにパートナーや性暴力という言葉をあえて使わないということなのだろうと私は理解しました。ですので、事務局の説明も自分なりには理解しましたし、分かりやすさという点では言葉を変えた方がいいと思うし、ちょっと立場を決めかねます。以上です。

高橋会長

はい、ありがとうございます。では、多田委員お願ひいたします。

多田委員

今、事務局から説明を受けた部分に関しては、私としては理解したつもりではいるので、そういうことが理由であれば良いと思います。でも、皆さんそれぞれ意見があるのは当然のことなので、時間をかけて決定していただければそれでいいのかなと思います。

高橋会長

はい、ありがとうございます。いろいろ意見はあるけれども、時間をかけて意見を調整した方がいいということですね。それでは次に平賀委員。

平賀委員

私もちょっと難しいと思いました。どちらにしてもこういうことだという説明を聞けば分かるのですが、やはり一目見て皆が分かるようにというのは、自分も何がいいかとなると見えつかないところがあるので、すごく難しいと思うのですが、ぱっと見て、分かりやすいような文言があればいいと思いました。以上です。

高橋会長

はい、ありがとうございます。では晴山委員お願ひいたします。

晴山委員

なかなか難しい問題だと思います。審議会なので、ここで揉んで決めるのが妥当だとは思いますけれども、私達自身分からぬので、どのようにしたらもっと市民が分かりやすく捉えるか、その出し方ですよね。DVと謳っていると、パートナーとか身内の者という感じでしようけど、誰もがとなるとやはり夫婦間ばかりじゃなくて、親子にしろ、学校にしても教職員と生徒とかいろんな暴力がありますよね。見えない暴力がありますので、その辺を言うのであればまた別な、あまりにも広くなるかもしれませんが、暴力の防止、根絶となれば、もっと分かりやすい言い方をして、DVはDVだし、その他の暴力関係をなくす方法を考えていきませんかという感じで、ちょっとまとまりませんが、やはり男女というと、男の考え方と女の考え方や受け方が違うので、どうしても平等と言ってもそとはならないと思います。なので、お互いに共有

したり共同したりしていける社会を目指したいものだと思います。

高橋会長

はい、ありがとうございます。基本的には、基本目標に対して施策の基本方向という流れがありますので、どちらを頭にしてどちらを次にするかというような問題の部分があるのかなと思います。こちらの方の施策の基本方向では、基本目標4では、(1)として「DVや性暴力の防止のための教育と啓発」、(2)として「DV被害者に配慮した相談の実施やDV、性暴力に対する相談窓口等の周知」、(3)として「DV相談窓口の相互連携強化」という形でDVがストレートに出ておりますね。今、検討を行っている第3次計画は、これから8年間の計画となるものです。例えば、今年も性交の同意に関する件が非常に細かな形で規制されるとか、スポーツ盗撮なども話題になりましたけども、非常に境界が曖昧になる可能性があるのではないかと思います。そうすると自分ではその気持ちではなかったけれども、結果的にDV、ハラスメントみたいになってしまったとか、そうした場面も考えられるのではないかと思います。あとは男尊女卑、男性優位社会の中では、困っているのは女性だけではなく、男性も「男だったらこうあるべきだ」と縛られて、泣き言を言うのはみっともないとか、恥だとか、そういう考え方からDVでもハラスメントに関しても、男性の側からの被害者がカミングアウトをしてくる可能性があるわけです。そういう狭間の時期、境界が揺れ動いている時期で、文章や文言を表現する形になると「誰もが被害者・加害者にならない」という表現も適切ではないかと感じております。いずれも悩ましい問題であることは今の委員の皆様の発言から、事務局にも伝わったと思われますので、最終的にこれで決定することとは違いますので、少し揉みながらということになると思います。

あっという間に14時48分という時間になりました。長丁場でありますので、55分まで休憩にしたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

(7分休憩)

高橋会長

時間になりましたので、審議を再開させていただきます。ひとまず意見No.4、基本目標4の部分は事務局に意見を聞いていただいたところで、検討していただくことにいたしまして、そのほか資料No.1について、前回の意見等に対する花巻市の考え方、説明があったわけですが、基本目標4以外の部分に関してご意見のある方どうぞお願ひいたします。

草木委員

民生委員の立場で質問いたします。7ページの意見No.10のところ、右端の参考というところにいろいろと書かれてありますが、「民生委員や児童委員等は、女性相談員に協力することが定められている」とあります。この協力という意味は、情報提供とか情報共有という意味なのでしょうか。それからもう1つ、女性相談員というのはどこにいるのでしょうか。市のどこに配置されているのかというのが分かりません。

高橋会長

2点ございました。この点に関して事務局の方からお願ひいたします。

熊谷主査

今、ご質問がありました資料No.1の7ページ目、意見No.10のことについてですけれども、女性相談員といいますのは、現在の婦人相談員の方が当たることでして、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」につきましては、令和6年4月1日に施行予定ということになっており、それに伴いまして現在の婦人相談員の名称が変わりまして、女性相談支援員といった形になると伺っております。こちらは市役所の地域福祉課に女性相談員がおりますので、その方が当たるといったようなイメージ

で考えていただければと思います。ただ、「支援業務につきまして、協力することが定められている。」ということについての詳細につきましては、まだ情報を持ち合わせておりませんでしたので、分かりましたらお伝えしたいと思います。

高橋会長

そのほか、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。特にございませんでしたら、資料No.1に対する審議を終えたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、資料No.1についての審議を終了いたします。続きまして、資料No.2の骨子案については、6月の審議会での資料から変更されている部分があります。このことについて事務局からご説明をお願いいたします。

熊谷主査

資料No.2についてご説明をさせていただきます。第3次花巻市男女共同参画基本計画の骨子案の対照表ということで、資料をお渡ししております。こちらにつきましては、左側の部分が令和5年6月28日の男女共同参画審議会でお示しをいたしました計画の骨子案になっておりまして、右側の方が現在の骨子案、8月29日付のものになっております。内容を変更したところにつきまして、大きな点といたしましては、市民意識調査を行いましたので、その結果を反映し、文章について表現を変更したところがございます。また、文言につきましても、6月28日にお示ししたものから一部修正等を行っているところがございますので、そちらを中心にご説明をさせていただきます。説明をしました後に、皆様にご意見いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず14ページをお開きください。変更になっている点につきましては、朱書きで示しております。6月28日の時点では、令和5年7月に県のプランが見直しされるということが書いてありましたが、実際に令和5年7月に見直しがありますと、一部の指標等が改訂されましたので、その旨を記載しております。続きまして16ページ、まなび学園にございます女性団体の活動交流スペースの利用者数について、内容確認いたしまして修正したものになります。当初、年間1,000人を超えるとあったのですが、年度によってばらつきがありましたので修正したものになります。続きまして、25ページをお開きください。25ページにつきましては、こちらも朱書きのところの文言修正を行い、市による取り組みが必要というようなことが入ったものになっております。続きまして、26ページ、こちらはM字カーブに関する用語解説となっております。こちらにつきましては、8年前の用語解説のままでしたので、内閣府の令和3年度男女計画参画白書を参考に修正したものになります。続きまして、27ページをご覧ください。こちらにつきましては、令和5年度に行いました市民意識調査の結果を踏まえまして、前回と記述を変更した部分になります。先ほどから市民意識調査と申し上げておりますのが、市民に向けた男女共同参画に関するアンケートのことでございまして、5月22日から6月20日までの間にアンケートをさせていただいたものになります。こちらの結果を踏まえまして、記述を変更しております。27ページの市民意識調査につきましては、男性と女性の地位が平等になっていると思う人の割合についてです。こちらは、前回の調査と選択肢を変更しております。前回は、男性と女性の地位が平等になっていると思うかという設問となっていましたが、選択肢は「そう思う」「少し思う」というような形だったのですが、今回は「男性と女性のどちらが優遇されていると感じるか」についても調査しております。その結果、「学校」や「言葉や文章の表現」という設問におきましては、「平等になっている」と感じる人の割合が高くなっているものの、その他の設問におきましては、「女性が優遇されている」と感じる人の割合よりも「男性が優遇されている」と感じる人の割合が高いという結果になりました。また、その割合には男女間で差が見られること、設問によっても男女平等だと感じている人の割合が異なることが分かりました。今申し上げた文章のグ

ラフにつきましては、次のページとなります。令和5年度の意識調査の中では、「社会の習慣やしきたり」、それから「政治や政策決定」、「家庭」といった部分で、男性の方が優遇されているという回答が特に高くなっています。参考といたしまして、下段に前回の平成26年度の意識調査についても記載しております。ただ、こちらにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、設問と選択肢が異なっているため、参考として掲載させていただくものです。また、平成26年度の調査の指標につきましては、無回答を含まずに集計した結果になっておりますので、申し添えます。続きまして、29ページ。こちらにつきましても、先ほどの文章の中にもありました、男女別で見た場合に、女性の方がより「男性の方が優遇されている」と答える割合が高いことがわかります。続きまして、32ページをご覧いただきたいと思います。こちらは前回の審議会で、令和4年度の成果指標や年次報告書についてご確認をいただきましたが、その際に男女共同参画学習講座等の定員に占める参加者の割合について、令和4年度のものを会議の際に修正させていただきましたので、その部分の修正となっております。続きまして、40ページをご覧ください。上段の方にも朱書きがございますが、そちらは文書の文言の修正でございましたので説明は割愛させていただきます。下段の方に、高齢者が必要なときに必要な介護保険や高齢福祉サービスを受けていると感じる市民の割合について分析をしておりますが、年度が「令和元年度から令和3年度にかけては」とあったものを「令和2年度から令和5年度にかけては」ということで修正を行っております。こちらにつきましては、内閣府の男女共同参画白書、令和3年度のものを参照いたしまして、実際に影響があったのは令和2年の年明け頃からということで記載がございましたので、そこに合わせて修正したものになります。続きまして、41ページに移っていただきまして、こちらも市民意識調査を踏まえた文章の修正となっております。前回の調査では、「女性は職業をもつ方がよい」という聞き方をしておりましたが、今回は、趣旨はそのままですが、「女性は仕事をする方がよい」という聞き方をしております。この調査の結果といたしましては、前回調査の平成26年度と同程度の数の方が、「女性は仕事をする方が良い」と答えたという結果となっておりましたので、修正を行っております。また、女性活躍の促進のためには性別に基づく役割を固定的に捉える意識をなくし、男性の家事・育児・介護などを自発的に担う意識づくりと環境づくりが必要ということで、女性活躍の促進という文章を追記しております。今申し上げた文章に関するグラフにつきましては、41ページの下段と次のページに男女別、また家事などを主に誰が行っているかという調査につきましても、集計した結果についてグラフとして掲載しております。こちらの家事などを主に誰が行っているかという意識調査につきましては、今回の調査では、「あなたの立場に合わせて夫を父・息子、妻を母・娘に読み替えてご回答ください。あなたの家庭に当てはまらない事項については、該当なしを選択してください。」というふうに記載を追記しております。傾向といたしましては、「食事の支度」、それから「洗濯」「掃除」「日常の買い物」といった部分が主に妻が担っているという回答の割合が高くなっています。平成26年度調査のものは掲載しておりませんが、主に妻が行っているという割合は、前回の調査よりもこの「食事の支度」「洗濯」「掃除」「日常の買い物」という部分につきましては、やや増えているという結果になっておりました。ただ、「地区行事」につきましては、「主に夫」と答えた割合や「夫婦で同程度に分担」という答えた割合が高いという結果となっております。続きまして43ページ、こちらも市民意識調査の結果を踏まえまして、文章を追記及び修正した部分となります。男女が共に「仕事」と「家庭生活」、「地域・個人生活」を両立するには何が必要かという複数回答可になっている設問ですけれども、「給与、仕事内容等の労働条件や昇進、昇格の機会での男女差の解消」「育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境の整備」を望む声が多く、また、女性が仕事を続けていくためには、「職場の

理解と協力」「男女ともに育児・介護を担う」ということが必要だと回答している人が多いという結果になっております。このような2つの意識調査の結果から、働く場において性別を理由とする差別的取り扱いをなくすこと、長時間労働の是正や育児介護休業などの促進が図られることについて、市民と事業者の双方に向けた啓発が必要であり、保育サービスや学童クラブの充実、介護サービスやグループホーム、生きがい事業の充実を図ることと併せ、家庭においても、性別によって役割を固定的に捉える意識をなくすための啓発が必要というふうに文章を修正しております。続きまして、45ページ、46ページをご覧ください。まず45ページにつきましては、前回の審議会で令和4年度の年次報告書をご覧いただいておりますが、その前にお出ししていた骨子案の数字が間違っておりましたので修正したものになります。46ページにつきましては、DVを受けたことがある場合、誰に相談したかということで、複数回答可の設問を設けましたので、この調査の結果について追記をしております。このグラフにつきましては、第3次計画の基本目標4の部分でも再掲しておりますので、説明は割愛させていただきます。続きまして、第3次計画の基本目標1の部分になります。52ページをご覧ください。こちらにつきましては、ページの下段の方に市民意識調査のことについて書いておりましたので、今回の市民意識調査の結果を踏まえまして文章の修正を行っております。

ここで、説明の最初に申し上げるべきでしたが、今回資料No.3といたしまして、花巻市男女共同参画基本計画の施策の体系図（案）というものをお示ししております。基本目標4につきましては、先ほどご審議いただきまして、これから検討させていただくということになりますので、仮置きではありますけれども、第2次計画のものと第3次計画の比較表となっておりますので、こちらも骨子案と併せてご覧いただければと思います。

53ページをご覧ください。下段に「性に関する理解の促進と生命の尊重」に関する記載がございます。「デートDV」というところを見え消しにしておりますが、こちらにつきましては、デートDVに関することを基本目標4の方で集約させていただきたいと思いましたので、見え消しとしているものとなります。実施しないということではなく基本目標4の方に若年層に対するDV防止教育ということで記載がございますので、基本目標4の方にまとめるというものになります。54ページをご覧ください。「(4) 多様性を認め合う社会の構築」というところで、前回の骨子案では「(4) 多様性を認め合う社会への理解促進」とすることにしておりましたが、文中の方ご覧いただきますと2行目のところで、「多様性を認め合う社会を構築」という文章もございますので、文言を合わせて修正させていただきました。続きまして、55ページをご覧ください。中段に性的少数者に関する解説がございますが、こちらは8年前のものでしたので、現在の時勢に合わせたもので修正を行っております。続きまして、56ページをご覧ください。男女の審議会の登用促進という部分でございますが、「委嘱の事務を行う職員の意識啓発を図る」としておりましたが、「30%以下の割合とならないように留意する」と文言を修正いたしました。続きまして 61 ページをご覧ください。中ほどに「長時間労働の是正など」というところがございます。前回は「削減」という言葉をしておりましたが、「是正」という言葉に修正いたしました。このほかにも長時間労働に関する文言がございますが、併せて修正しておりますのでお伝えしたいと思います。62ページの下段でございますが、「仕事と介護の両立支援」に関することにつきまして、「市民意識調査では」という文言がございまして、今回のアンケートの文言と結果について修正を行っておりますので、ご確認いただきたいと思います。続きまして、66ページをご覧ください。中ほどに市民意識調査に関する部分がございます。こちらにつきまして、「DVを受けたことや見たことがある」と答えた人の割合は、今回の調査では 26.8% でしたので、その数字を入れております。また、

「DVを受けたことがある人のうち誰にも相談しなかった人」と記載しております。こちらは52.6%という結果となっております。前回調査では受けたことや見たことがある人のうち、相談しなかった人ということになりますが、今回はDVを受けた方が相談したかどうかということで、文言を整理しております。関連いたしまして、67ページの下段をご覧ください。こちらにつきまして、DVを受けたことや見たことがあるかという調査の結果につきまして、グラフを令和5年度版の調査に差し替えております。69ページに移っていただきまして、DV被害者に配慮することについて、市職員に対する記述として、「被害者の秘密の保持の徹底」というふうに文言を修正しております。続きまして、79ページ、ここからは資料編になりますけれども、計画策定の経過につきまして、前回、前々回の審議会の結果を追記しております。こちらにつきましては随時更新を行っていきます。最後になりますが、145ページをご覧ください。資料編の中に第3次花巻市男女共同参画基本計画策定のためのアンケート調査、先ほどから市民意識調査とお伝えしているものがこちらにあたります。こちらの報告書の案ということで、最後に資料としてお付けしております。今回、市民意識調査の結果につきまして、一部抜粋してお伝えさせていただきたいと思います。本日追加でお配りした資料といたしまして、第3次花巻市男女共同参画基本計画策定に係るアンケート調査報告書(案)抜粋といった資料がございます。こちらにつきましては、第3次計画の基本目標1の部分にも関わってくるところになりますけれども、前回の審議会で委員の皆様から、パートナーシップ制度を検討するに当たりまして、広く声を聞きたいというお話をありましたし、第2次計画から初めて性的少数者に対する取り組みを始めましたので、今回初めて設問の中で性的少数者、多様な性への配慮についてということで、市民意識調査を行ったものになります。こちらの結果といたしましては、「LGBTという言葉の意味を知っていましたか」という設問に対しまして、「言葉も意味も知っていた」と答えた方が全体で73.5%ということで、かなり高い割合で出ておりました。年代別のクロス集計表を、下段につけておりますけれども、70歳以上の方の回答を除きますと、10歳代から60歳代までの多くの年代で、「言葉も意味も知っていた」と答えた方がおおむね8割程度いらっしゃるという結果となりました。こちらにつきましては、ちょうど市民意識調査を行っていた時期にLGBT理解増進法が国会に提案され、成立されるまでの時期と重複していたことも、市民の皆様の意識が高まっていたということに関連するかもしれません、このような結果となりまして、言葉の意味としては広く伝わっているということがわかりました。問14では、「性的少数者の方への差別や偏見をなくし、多様な性への理解の促進のために何が重要だと思いますか」ということを複数回答で伺っております。最も高かったのは、「教育現場での児童・生徒への教育」ということでした。第3次計画の基本目標1「(3) 性に関する理解の促進と生命の尊重」の中で「③性的少数者への差別や偏見の解消に向けた意識啓発」というものもございますし、「(4) 多様性を認め合う社会の構築」ということで、「高齢者、障がい者、性的少数者、外国人等誰もが安心して暮らせる地域社会づくりに向けた意識啓発及び支援」というところにも関連しております。現計画の中でも、主に小・中学校に向けてLGBTに関する県の出前講座というものを行っておりますけれども、こういったものを継続して行っていくことの意義が、改めて市民の方からも求められているものかなというふうに感じたところでございます。そのほか、「更衣室やトイレ、制服など環境の整備」、「いじめや差別を禁止する制度の制定」といったところに回答が多く集まっておりました。このほか、こういったことは先ほど冒頭でもスケジュール変更の際に申し上げましたけれども、性的少数者の支援団体の方からのご意見をいただきながら、パートナーシップ制度や第3次計画の策定について検討していきたいと思いますが、審議会委員の皆様にもご意見を伺うことにはなると思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思いま

す。

ただいま一括いたしまして、資料 No. 2 とアンケート調査の抜粋の結果につきましてお話をさせていただきました。

続きまして、資料 No. 3 についてもお目通しいただければと思います。資料 No. 3 につきましては、現行の基本目標と第3次計画の基本目標を比較いたしまして、変更したところを朱書きにしております。

基本目標1につきましては、第2次計画の基本目標1（1）、（2）とあった部分を集約いたしまして、第3次計画の「（1）男女共同参画に関する教育や学習機会の充実による意識啓発」というふうに集約しております。それに伴いまして、第2次計画では基本目標1「（3）男女共同参画に関する情報の収集と提供」が第3次計画では（2）となっております。その中では「SDGsの視点からの男女共同参画に関する情報の収集と提供」ということで、今の時勢を踏まえたものに修正を行っております。また、第2次計画の基本目標1（4）につきましては、第3次計画の「（3）性に関する理解の促進と生命の尊重」となっておりまして、こちらも政策の展開につきましては、「性的少数者への差別や偏見の解消に向けた意識啓発」と文言を修正しておりますし、「事業所等へ向けた性的少数者理解促進のための情報の提供」ということも新たに追加しております。また、第2次計画の基本目標1「（5）国際的な取り組みへの理解および協調」としておりますが、こちらにつきましては、外国人はもちろんのこと、性的少数者等を踏まえた多様性を認める社会への理解の促進ということで、「多様性を認め合う社会の構築」と整理を行っております。政策の展開につきましても、「高齢者、障がい者、性的少数者、外国人等誰もが安心して暮らせる地域社会づくりに向けた意識啓発及び支援」ということで整理を行っております。続きまして、基本目標2につきましては、現行の第2次計画の一部文言等を修正いたしまして、第3次計画に大きな枠としてはそのまま移した形になります。ただ、先ほど資料No.1でもご説明申し上げましたとおり、第2次計画の（2）でありました「地域活動における男女共同参画の促進」という部分を、「固定的な性別役割分担意識にとらわれない地域活動の促進」といたしましたし、「（4）個人の能力を發揮するための支援」につきましては、「個人が望んだ形で」というふうに文言を修正しております。また、大きな変更といたしましては、「（6）ひとり親家庭等に対する支援」という部分を、第3次計画では「困難を抱える女性のための支援」ということで、ひとり親に限らず、若者や就職氷河期世代、障がい者、高齢者、貧困等による生活上の困難な状況になっている女性を含むものとする計画に変更しております。基本目標3につきましては、第2次計画では、（1）、（2）と分けていたワーク・ライフ・バランスに関する啓発につきまして、第3次計画では（1）に集約をいたしました。また、「多様な働き方に関する事業所への啓発」というふうに追記を行っております。基本目標3につきましては、第2次計画の（3）から（5）の部分を第3次計画の（2）から（4）のところにそのまま移した形になります。基本目標4、「男女間の暴力の防止と根絶」につきましては、第3次計画の部分では、大きな基本目標についてはただいま検討中でございますけれども、「DVや性暴力の」というふうに、性暴力に関する記載を追記しております。また、この計画の中で、基本目標4につきましてはDV法に基づいた市町村計画となっておりまして、計画全体に対しましては、女性活躍推進法に基づいた市町村計画となっていることを申し添えさせていただきます。

全体といたしまして、第3次計画につきましては、第2次計画を踏襲し、国や県の計画を勘案した上で、時代に合わせて内容を検討したというものになります。説明が長くなってしましましたが、今ご説明をいたしました骨子案等につきまして、委員の皆様からまたご意見をいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

**大竹地域づくり課
長補佐**

一言だけ補足をさせてもらいます。資料をご覧になっていて、説明がないと感じられたところもあるかもしれません。例を申し上げますと、骨子案の 59 ページ（6）、「類型」というものを、数字の合計という意味の「累計」のように書いておりましたので、こういった単なる字句の訂正につきましては、ただいまの説明の中には、含んでおりません。また、62 ページ、上方に「不利益取扱い」とありますて、何が間違っているんだというふうに思われるかもしれませんけども、法令に対する用語でございますので、法令上は送り仮名の「り」が入らないので、それに合わせて表記をしているというような中身になりますので、その点ご了解をいただきたいと思います。役所特有のルールなのですが、そういったことに合わせて直しているところがあります。そのほか、誤解を招く表現があるので直したということもあります。69 ページ下段でございますが、言いたいことと違うように捉えられる可能性があるということで、左側をご覧になっていただきますと第 2 次計画では「住民基本台帳の閲覧・写しの交付制限の徹底」となっており、読み方によつては、市職員に対して住民基本台帳の写しを交付しないように捉えられる。しかし、言いたいことは右に書いてあるように、被害者の秘密の保持の徹底なので、職員が加害者に対して間違って住民基本台帳の写しなどを交付しないようにということを言いたいものであります。そこが捉え方によつては違うように捉えられてしまうというようなこともありますて、先ほど考え方を説明しなかった部分については、以上のような考え方に基づいて修正をしているところでございますので補足いたします。以上です。

高橋会長

はい、ありがとうございました。事務局より、骨子案の変更点についての話がありました。市民意識調査の結果等を踏まえたものとのことです。また文言の修正も行つたとのことです。さらに補足説明もございました。以上の点を踏まえまして、何かご意見ございますか。

早野副会長

質問ですが、53 ページの一番下の（3）から次のページに続くところですが、「データ DV」をカットしたのは何か前回まででこういう話をしたでしょうか、という確認です。どうしてあえてカットしたのか、カットしなくていいのではないかと個人的に思いました。

**大竹地域づくり課
長補佐**

この点については、前回の審議会で話題に出たということではございません。私どもの方で再度見直したときに、DVにつきましては基本目標 4 で、先ほど DV 防止法に基づいて市町村計画として位置づけるということをご説明させていただきましたが、データ DV に関しましても DV に関するこことということで、法律に基づく計画の方に、同じくくりの中に入れた方がより明確になるのではないかということで市として考えたものでございます。この点につきまして、今のような疑問やご意見等をいただければというふうに思います。理由としては審議会からご意見等をいただいたものでありませんけども、法律に基づく計画のくくりの中に入れたということでございまますので、よろしくお願ひいたします。

高橋会長

まだすっきりと収まらないところはあるとは思いますが、次に渡邊委員、お願ひします。

渡邊委員

先に質問からですが、57 ページです。基本目標 2 の「(2) 固定的な性別役割分担意識にとらわれない地域活動の促進」というところがありますが、そこの文言の下の 57 ページ「また・・」のところから関連しますが、結果的に施策の展開の③として、「高齢者等の社会参加の促進・生きがいづくりの推進」というのがここに入ってくる

わけですよね。これが結果的に今まで行われてきた事業の「老人クラブへの活動の支援」というのに繋がっていくわけですが、私は「(2) 固定的な性別役割分担意識にとらわれない地域活動の促進」と、「高齢者等の社会参加の促進・生きがいづくりの推進」はどのように関わっているのかの意味がまだよく分かりません。まずここを説明していただいた上で、意見を言いたいと思います。

**大竹地域づくり課
長補佐**

まずご質問ということについてお話をさせていただきたいと思います。57ページ施策の展開で、高齢者等の社会参加の促進がどのようにこの固定的な性別役割意識分担にとらわれない地域活動の促進ということに繋がってくるかということでありますけれども、実際、年齢が上がれば固定的な役割分担の意識というものがより強くなると申しますか、団体の役員の活動につきましては男性がやるものだと、そういったような意識というものが残っている。全ての方というように申しません。そういう傾向があるというようなことを踏まえまして、そういう年齢層でも女性の方々が社会参加の促進、生きがいづくりの推進ができるようにという意味も含めましての表現ということでございます。先ほどの議論にも繋がってまいりますが、直接なかなか結びついてこないような表現というように考えられるかもしれませんけども、そういう意味も含んでいるということでお答えとさせていただきます。

渡邊委員

そうであれば、今まで③に関わっていくつか事業をやり続けられているわけですが、私も今回その他の県とか他市の基本計画を見ましたが、高齢者の社会参加の促進に触れているところはありませんでした。ただ、今、事務局がおっしゃっていることも事実なので、やっぱり事業の内容の見直し、固定的な性別役割分担意識をなくすということを意識した事業であるべきじゃないかと思います。単なる老人クラブの活動支援とか、介護タクシーの件とかではなく、この狙いに近づくような事業であるべきじゃないかなと思うので、事業内容をもっと吟味した方がいいというのが、質問したことに対する意見です。

戻りますが、54ページの上から5行目です。「男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、」と書いているところですが、男女の身体的性差と言ってしまうと、結局、男はこういう特徴があり、女はこういう特徴があつて違うのだということになりますが、多様な性という考え方からすると、性差を理解という表現は適切ではないと思っております。条例の第2条の基本理念の6には「互いの性に関する理解を深め」とありますので、性差を理解するのではなくて、「互いの性に関する理解を深め」にした方が、多様な性を認めるという今の流れの中では、より適切なのではないかと思います。性差という表現を使わない方がいいのではないかということで一つ意見を申し上げます。

それから、59ページの「(5) 生涯を通じた女性の健康支援」についてのところです。これについては、「性と生殖に関する健康の権利と理解の促進」と加えた方がいいのではないかと思います。理由は、基本理念の(6)にも「性と生殖に関する健康と権利」が取り上げられているのですが、問題としてセクハラとか、被害者に第2次被害があるという背景には、性と生殖に関する健康と権利についての無理解があるのではないかと思います。ですから、この施策の展開のところに②として、「性と生殖に関する健康と権利についての理解を進める」ことがやっぱり必要ではないか。相談機関や医療機関の現場でも言葉によるセクハラとかを受けたという事例が実際にあるので、やはりこのリプロに関する理解が進んでないからなのかと思うので、そこも含めた方がいいのではないかと私は思います。

それから、73ページの推進に関わる部分ですが、今回この計画は8年間の計画で、第2次の8年間の中でも世の中はかなり激しく変化しました。毎年、年次報告が出て、

皆さんで検討するわけですけれども、8年という長い期間なので、真ん中辺りに見直しという時期をあらかじめ設定することも必要じゃないかと思います。盛岡の計画には見直しの時期も明記しておりますので、そういうことも必要なのではないかと思います。

最後が 189 ページです。アンケート調査の報告の最後の設問 14 のその他の記述欄のところ、この中身を全部見ますと、やはりまだまだ L G B Tへの理解が進んでいないというのが感想を見て分かります。全員が書いてくれたわけではなく、本当に何人の人が書いたのだと思いますが、このように思う人はたくさんいらっしゃると思いますので、パートナーシップ制度の導入も予定されていますから、やはり理解についてはすごく力を入れていかないといけないですし、それから様々な反応が起った場合にどうするかということを事前に準備し、関係機関にきちんと周知させておいて、混乱が生じないようにすることがすごく重要だと思いました。以上です。

大竹地域づくり課 長補佐

最初のご質問の 57 ページ、「高齢者等の社会参加の促進・生きがいづくりの推進」の施策の展開の考えは分かったけれども、それに沿った事業の展開が必要ではないかということでございました。確かに、例えば老人クラブへの補助ですとか、高齢者の足の確保といった事業を年次報告書には載せてございます。これにつきまして、もう少し男女共同参画との関連を分かるようにすべきではないかということをいただきましたけれども、一方では、これは男女共同参画だけに関連した事業ではございません。各部署で高齢者の福祉のためには何があればいいかということを、まず市の総合計画に基づいて作っている。そしてもちろん、市民の方々からのニーズに応じまして施策を展開しているというものです。それぞれで事業展開しているものにつきまして、男女共同参画に関連のある事業というものを、ピックアップいたしましてこちらに載せているものでございます。ただ、市民の方々の受け止め方というのは、渡邊委員が今お感じになられているような受け止め方をされる方もいらっしゃるかもしれません、市としてはそのように考えて設定をしているものということでございましたので、この点につきましてはご意見として受けとめさせていただいて、第3次計画の策定の際、参考とさせていただきたいと思います。

その他いただきましたのが 54 ページの性差に関する部分、ここ表現につきましても、これから関係団体との意見聴取等を踏まえまして、素案を検討いたします。その素案の検討をする段階に合わせまして、表現等、ここに限らず今回第1回の審議会を経まして、皆様方からご指摘をいたしかなかった点についても私ども独自で表現等について再度見直しをしてきた経緯があり、次回に向かましても同じように検討したいと考えておりますので、その中で考え方をさせていただければなというように思っております。

同じく、59 ページの「生涯を通じた女性の健康支援」ここにつきましても、今申し上げた点と同じように、再度考え方をさせていただくところであります。

そして、計画に関する見直し、計画の進行管理の部分もご意見をいただきました。この点につきまして、市の男女共同参画推進条例の第 13 条に男女共同参画審議会の所掌の部分がございます。男女共同参画の推進に関する事項を調査審議するため、花巻市男女共同参画審議会を置くとございまして、「基本計画の策定及び変更に関すること。」というものが所掌としてございます。今渡邊委員からいただいたようなご意見を、この第3次計画を策定して以降、委員の皆様がやはりそのようにお感じになってご意見をいただくことになれば、やはりその場面でも見直しというのは必要になってくるのかなと考えております。第3次計画策定以後、一定の期間が経ちまして、やはり社会情勢の変化に伴って、例えば毎年度年次報告をしている際に「計画の見直しが必要ではないか」と委員の皆様方からご意見をいただくことになれば、当然その点

は必要になってくるかと思います。ただ、今時点におきましては、第3次計画を8年間の予定で策定するという計画年次については定めておりますけれども、いつの年次で見直しをするというようなことは、あらかじめは置かない方向で考えたいというように思ってございます。

それからLGBTについてご意見をいただきました。本日の審議会の最初の方で熊谷から申し上げましたけれども、前回の審議会のご意見で、「当事者の方々の声を聞くことが必要ではないか。」ということをいただきましたので、9月に当事者の方々を支援されている団体の方々からご意見を伺ってまいりたいと思います。その中でそういうお話を出てくるかもしれませんので、まずは率直にご意見を伺ってまいりたいと考えております。この場でいただいたご意見は、委員の皆さん方が当事者の方々から直接意見を伺いたいというお話であったかと思いますけれども、やはり、なかなか、LGBTの方々は世の中からまだ認めてもらっていないと感じているというようなこともあります。この会議は原則公開する会議でございますので傍聴にいらっしゃる方もあれば、会議録につきましても公開しなければならないことがありますので、私どもの方でパートナーシップ制度、それから第3次計画に必要なことにつきまして聞かせていただいて、皆様方にお伝えをするというような内容でやらせていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただければというように思います。

その他の点につきましては、繰り返しになりますが、素案の作成の際に検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

高橋会長

その他に何かご意見やご質問ございますでしょうか。では、平賀委員、お願ひいたします。

平賀委員

37ページは今までの第2次計画の成果を書かれていると思うのですが、上から8行目、敬老会事業のところに「社会福祉協議会が実施する」と修正が入っています。確かに今までだと花巻市から補助金をいただいて、事業を実施してきた経緯はあるのですが、昨今、敬老対象者の名簿をいただくに当たって、個人情報保護法の改正があった兼ね合いもあって、今年度に関しては花巻市と共にさせさせていただいているところであります。来年度以降についてはまだ協議中という不透明な状況にあると私は伺っておりましたので、今までの成果ということではありますけども、今回の男女共同参画の骨子案の中で、追記する意味は特にないのではと私は感じたのですが、いかがでしょうか。

大竹地域づくり課
長補佐

ご指摘ありがとうございます。おっしゃるとおり、これまでの取り組みの経緯ということで書かせていただいた点でございましたので、私どもの内部の確認が不十分でございました。その点確認いたしまして、素案の作成の段階で表現を修正いたしまして、再度ご確認いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

高橋会長

その他にご意見とか、ございませんでしょうか。それでは、沼田委員。

沼田委員

アンケートのその他のところで自由記述としていろいろ書いていただいているのですが、花巻市のポリシーとしては書いたものはそのまま載せるものとして、外部にも触れるという捉え方でいいのでしょうか。

大竹地域づくり課
長補佐

市民参画の手法の一つとして行った調査でございますので、アンケートの結果については公表することにはなっており、ここに載せるまでも個人情報が分かるようなものなどは選別して載せてはいないのですが、別途この計画に当たって公開するとな

った際には、更に検討はしたいと考えております。特に、今回当事者の方々の声を聞きたいという意見がございましたので、個人が特定されるようなものを除いた形で皆様方にご覧をいただいたという形ですので、計画として公表する際にどの程度載せるかというのは検討いたしまして、また皆様方にお話をさせていただければというよう考えておりましたので、よろしくお願ひします。

高橋会長

その他ご意見、修正点だけではなく、新しい意見でも結構だと思います。特にございませんでしたら、次回もあるということでございます。次の審議会では、パブリックコメントにかける素案についてお示しいただくということでした。事務局におかれましてはこれから行われる団体からの意見聴取での意見と併せて、本日出た様々なご意見を参考にしていただきたいと思います。

4 その他

高橋会長

続きまして、次第の4、その他でございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。特にございませんでしたら、事務局の方よりお願ひいたします。

熊谷主査

事務局より、少しお時間をいただきたいと思います。委員の皆様に継続してご意見をいただきしておりますパートナーシップ制度についてですが、岩手県内でも導入を表明する自治体が増えてまいりましたので、このことについてご報告をさせていただきます。すでに一関市、盛岡市が導入済みということにつきましては、審議会でご説明を差し上げておりますが、宮古市と矢巾町につきまして、今後導入を予定するということを表明されております。既に宮古市、矢巾町ではパブリックコメントも行われておりますし、中身につきまして事務局でも見させていただきました。まず宮古市につきましては、パートナーシップ制度につきまして、今年度の9月を目途に導入ということで表明されておりまして、内容といたしましては「事実婚も含む」という形で要項の方には書かれております。また、矢巾町につきましては、「双方のいざれかが性的マイノリティではなければならない」ということで、事実婚は含まないという内容になっております。同じような時期に検討している自治体におきましても、このように方向性が違う部分もございますので、他の自治体の事例等も見ていくながら、今後また花巻市でも検討を進めていきたいと思います。また皆さんにご意見を継続して伺いたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

高橋会長

はい、ありがとうございます。今日もずいぶん長い間、頭をひねらせていただきました。でもそれが、新しい社会とか時代の変転の際の常なところなのでしょうかね。その成果が見事に花の咲くことを楽しみにということですが、それまではまだ悩ましいところが出てくるかもしれません。男女共同参画、平等に関しては、スポーツ関係でも話題が多く出てきております。これまで何気なく、「当然だろう」といった感覚が残っているということなのでしょうけども、時代は大きく変わってきたこともあります。そうした状況に我々も立ち会いながらということになります。それでは、本日の審議は終了にしたいと思います。進行を事務局にお渡ししたいと思います。長時間の会議、ご協力ありがとうございました。

藤井地域振興部長

地域振興部の藤井と申します。一言お話をさせていただきます。本日は急遽、別な打ち合わせができまして、遅れての参加となり大変申し訳ないと思っております。その中でも、ここに来てから皆様方の真摯な検討の状況を確認できまして、本当に皆様方のご協力に感謝いたしたいと思います。特に、スケジュールについては変更案という

ことで、今日お示したところなのですが、追加で審議する場ができたということもありますが、皆様方には今後とも新しい第3次基本計画を定める、あるいはパートナーシップ条例の関係も検討していくに当たりまして、多くのご意見を賜りたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。事務局としても、様々この計画でも、どのようにしたらいいのかということを検討していくわけですが、皆様方のご意見のほかにも、今後パブリックコメントのご意見も賜って、いろいろ検討していくことになると思います。検討していくに当たって、その都度私達事務局の中で話し合うときにも2時間、3時間かかってしまっているわけですが、今日皆様方から、やはりもう少しこういうところは触れた方がいいのではないか、というところもありましたので、そういうところについては、私達もできるだけ広い考え方を持つということで、今後の検討の参考になったのかなというふうに思います。今日につきましても大変重要なご意見を賜りましたので、今後私達の方でも、どのようにしたらいいのかということを検討してまいりたいと思いますので、皆様方には何度も何度もご足労をかけるわけですが、今後ともご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

5 閉会

鈴木地域づくり課
長

長時間にわたりましてご審議いただきました。大変ありがとうございました。事務局より今後の予定についてお伝え申し上げます。次回は10月2日の午後になります。第3次花巻市男女共同参画基本計画素案につきましてご審議いただくため、再度ご参集いただきたいと考えております。詳細につきましては文書で後ほど通知を差し上げたいと思います。よろしくお願ひいたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中大変恐縮でございますけれども、花巻市における男女共同参画の促進のため、今後とも何卒よろしくお願ひ申し上げます。

それではこれをもちまして本日の審議会を終了いたします。お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございました。お疲れ様でございました。

(午後4時15分閉会)